

“新しい”を共に作りだす



「日本と世界をむすぶ」、一歩先に行く採用のカタチ



自動車運送業界向け 外国人採用のご提案

PTW ポールトゥウィン株式会社

〒163-0814 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル14F

WEB : <https://www.service.ptw.inc/>

20241121

自動車運送業界で受け入れ可能な在留資格の比較

大型や二種免許が必要になるが、ビザごとに資格要件が異なる

	特定活動46号ビザ (2019年～)	特定活動ビザ (ワーキングホリデー)	特定技能ビザ (2024年～?)	身分系ビザ (永住者・永住者の配偶者、日 本人の配偶者、定住者等)	留学ビザ
在留期間	更新可	最長1年間	最長5年間 ※2号に移行で事実上の 制限なし	更新可	日本語学校:最長2年 専門学校・大学:2～4年 程度
就労の制限	タクシードライバーのみ 就労可能	特になし	フルタイム勤務可能	なし	なし (週28時間)
受入調整機関 等の支援	なし	紹介会社の支援	あり 登録支援機関による サポート ※任意	なし	なし
資格要件等	大型、二種等の免許	現地でワーホリビザ取得 (30歳以下)	特定技能技能評価試験・ 日本語評価試験(N4レベ ル)への合格	特になし (配偶者ビザは配偶者に準じ る)	入国時N5レベルの日本 語
メリット	・フルタイム勤務可	・1年間特に制限なくほぼ どんな職種でも働ける ・ワーホリのあと、就労ビ ザへ切り替え可能	・まとまった数の人材を通 年採用が見込める ・事業所間の異動可能 ・運輸業への導入決定	・就労先・職種の制限なく採 用可 ・配偶者ビザはフルタイム可 能	・就労先・職種の制限が少 なく、手軽に採用可
デメリット	・大型、二種免許取得の ハードルが高い ・ビザの取得要件も厳し い(日本の大卒以上、N1 レベルなど) ・候補者少ない	・最長1年間のみ ・ワーホリ申請可能な国は 先進国に限られる ・大型、二種免許取得の ハードルが高い	・登録支援機関に支援委託 する場合などにコストが 必要 ・大型、二種免許取得の ハードルが高い	・対象者少なく確保難しい ・家庭環境に変動があった場 合、ビザ更新不可の可能性 も ・家族滞在は週28時間以内 ・大型、二種免許取得のハー ドルが高い	・週28時間以内の稼働 (夏休みなど長期休み期 間は週40時間) ・在留期間に限度があるた め長くは勤められず ・大型、二種免許取得の ハードルが高い

特定技能制度の概要

■特定技能とは

2019年～技能実習生制度に置き換わる人材確保のための新しい在留資格として、深刻化する人手不足に対応するため、人材確保が困難な状況にある産業の16業種において、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人を受け入れていくために創設された在留資格

特定技能人材・採用におけるポイント

- ✓ 元技能実習生など、国内在住の転職者を採用することが可能です
- ✓ 学歴や職歴に関係なく、特定技能の試験に合格した方の受入OK

■特定技能の特徴

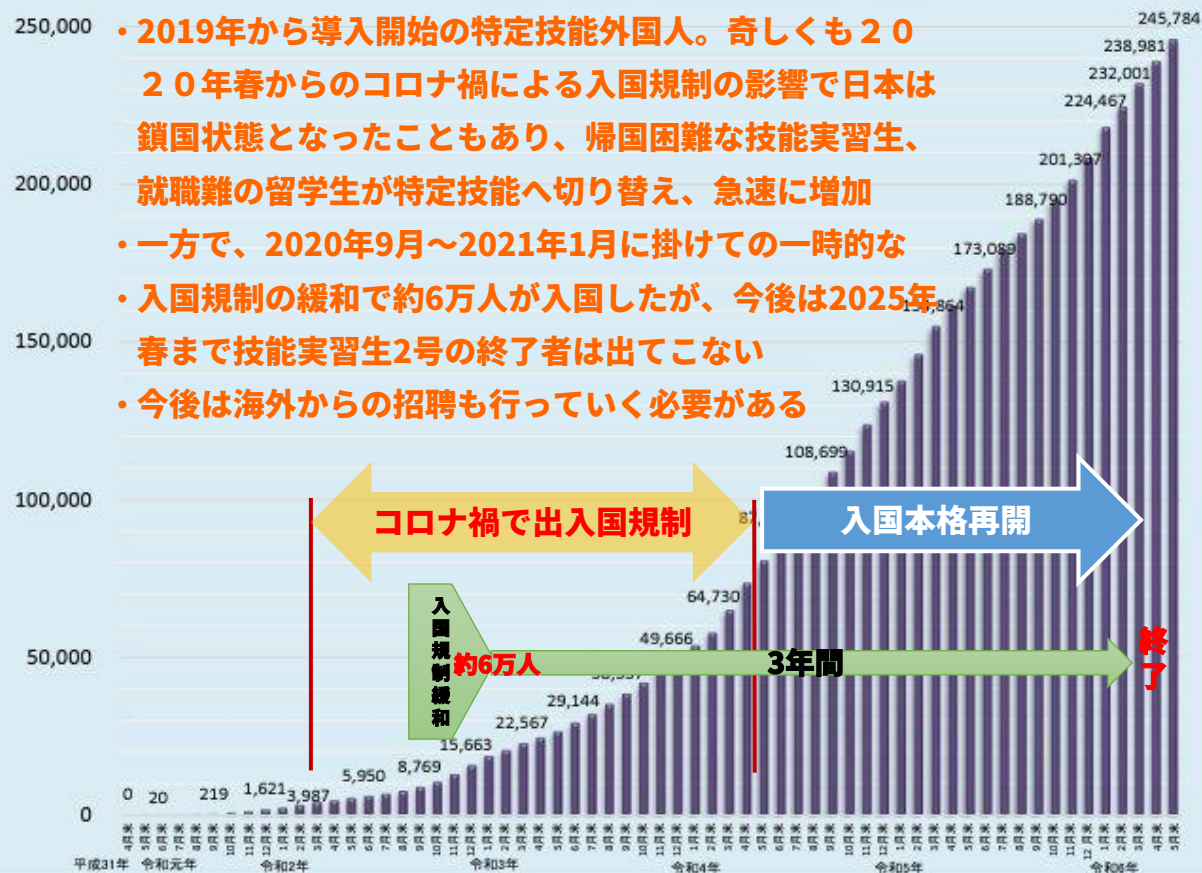
項目	内容
語学レベル要件	N4またはJFT-Basic合格(N4相当) ※技能実習生2号の終了者は除外の特例あり
雇用形態	1年ごとの契約。派遣は認められず、直接雇用のみ(フルタイム勤務)
対象となる業種	2024年11月の閣議決定で運輸業への導入が確定(正式な導入時期は未定)
任せられる業務	上記業種における該当業務を担当
異動・転職	同法人内での事業者間の異動は可能、転職も可能(転職時にはビザは要再申請)
在留可能年数	特定技能1号=最大5年、家族滞在は不可 ※特定技能2号が導入されることになれば、家族滞在も可能となる

特定技能の受入れ状況

※厚労省資料を基に当社で加筆

特定技能1号在留外国人数(令和6年5月末現在:速報値)

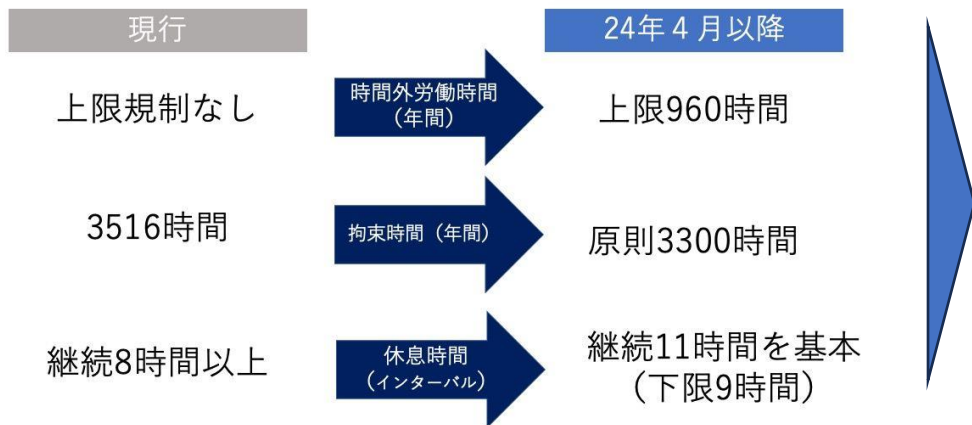
特定技能1号在留外国人数 245,784人



分野	人数
介護	35,636人
ビルクリーニング	4,459人
素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業	43,604人
建設	30,835人
造船・船用工業	8,507人
自動車整備	2,839人
航空	935人
宿泊	469人
農業	27,272人
漁業	2,982人
飲食料品製造業	69,287人
外食業	18,959人

運送業界の2024年問題～働き方改革の影響

「2024年問題」でどう変わる？



2024年問題で想定される影響

トラック事業者

- 従来通りの輸送を続けるためのドライバー増員ができない。
- 労働時間を減らすため受託する仕事を減らすと運送収入が減少。
- ドライバーの賃金アップに対応できない。

トラックドライバー

- 業務量、時間外労働が減少し、月々の給料が下がる。
- 労働時間が短くても一定の収入が得られる他産業へ流出しかねない。

荷主

- 自社の荷物が指定した日時に届かないかもしれない。

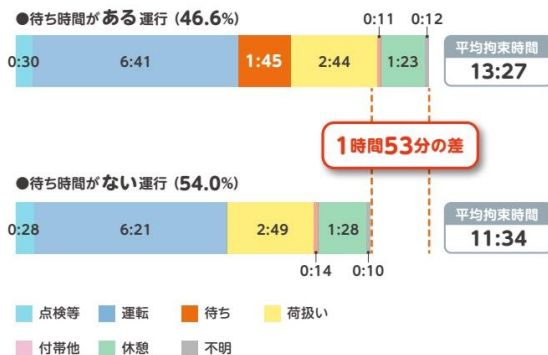
消費者

- 当日、翌日配達の家配サービスが受けられないかもしれない。
- 水産品、青果物などの新鮮なものが手に入らないかもしれない。

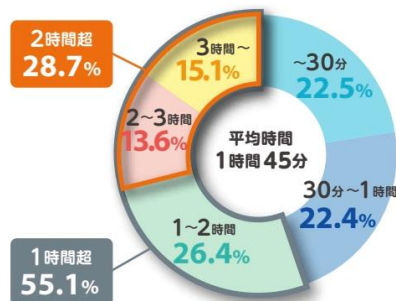
2024年問題

- 時間外労働960時間上限規制
- 月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率50%への引き上げ

1運行あたりの拘束時間とその内訳



待ち時間の発生状況(1運行あたりの分布)

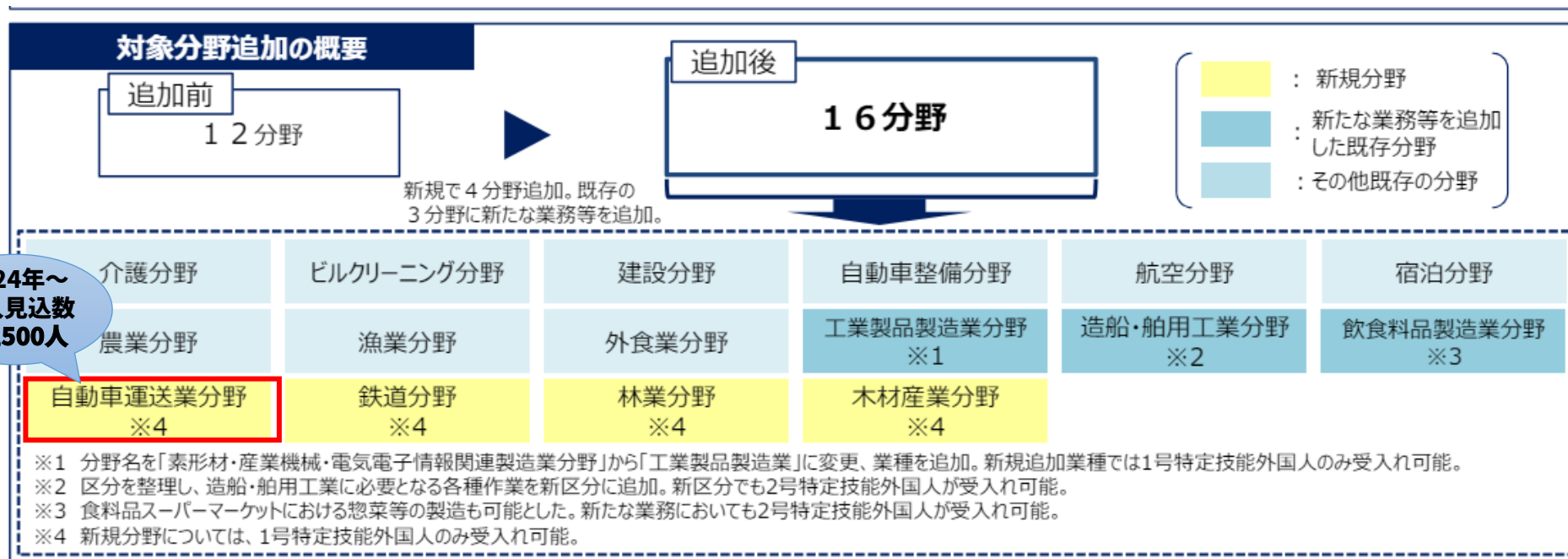


出所 国土交通省 トラック輸送状況の実態調査(平成27年)

	年齢	勤続年数	所定内実労働時間数	超過実労働時間数	所定内給与額(月額) (千円単位切り捨て) (賞与等含まず)	
全産業平均	43.2歳	11.9年	165時間	10時間	30万円	
トラック	大型	49.4歳	11.8年	176時間	35時間	27万円
	中小型	46.4歳	10.0年	176時間	31時間	26万円
タクシー	59.5歳	10.2年	166時間	16時間	20万円	
バス	51.8歳	12.3年	159時間	28時間	24万円	

運送業界への特定技能の導入方針

- 2024年3月の閣議決定により、自動車運送業の4分野が特定技能制度に追加
- 自動車運送業分野では、トラック・バス・タクシーの3分野
- 制度開始～5年間の自動車運送業分野での特定技能1号の受入れ上限は2万4,500人



運送業界への特定技能上乘せ要件①

■受入機関の要件（自動車運送業）

- ①道路運送法に規定する自動車運送事業を経営するものであること
- ②下記のいずれかであること
 - 1. 運転者職場環境良好度認証制度に基づく認証（※）の取得
（※一般財団法人日本海事協会実施）
 - 2. 安全性優良事業所（Gマーク）保有
- ③特定技能外国人に対し、新任運転者研修の実施
- ④自動車運送業分野特定技能協議会（※）の構成員になり、必要な協力を行うこと
（※特定技能制度の適切な運用を図るために設定されている機関）

運送業界への特定技能上乘せ要件②

■外国人に関する要件（自動車運送業）

区分	技能水準		日本語能力
	運転免許 (※1)	特定技能試験	日本語試験等
トラック	第一種 運転免許	自動車運送業分野 特定技能1号評価試験 (トラック)	下記のいずれか <ul style="list-style-type: none"> 日本語能力試験N4以上(※2) 国際交流基金日本語基礎テスト 技能実習2号の良好修了(※3)
タクシー	第二種 運転免許	自動車運送業分野 特定技能1号評価試験 (タクシー)	日本語能力試験N3以上(※2)
バス	第二種 運転免許	自動車運送業分野 特定技能1号評価試験 (バス)	日本語能力試験N3以上(※2)

(※1) 事前に外国の運転免許を取得している必要があり、入国後、外免切替等により日本の第一種又は第二種運転免許を取得。

(※2) N1からN5まであり、N1が最も難易度が高い。N3は「日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができるレベル」、N4は「基本的な日本語を理解することができるレベル」。

(※3) 良好に修了した技能実習については職種・作業を問わない。

運送業界への特定技能の導入に向けた課題

■導入計画

令和6年度からの向こう5年間の受入れ見込数は最大で2万4,500人であり、これを令和10年度末までの5年間の受入れの上限として運用予定。正式な導入時期は現時点では未定あだが、夏以降で詳細が決まっていくものと考えられる。

■課題

運転免許取得の壁(特に二種・大型)

■解決案

特定技能に関しては、大型、タクシーの二種免許ともに、外国で同種の免許を取得していれば一定条件下で認める方向で政府内で検討中とは聞いており、2024年4月時点で公表されている情報では、

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/seizo_sangyo/textile_industry/pdf/011_03_01.pdf

P-4の※1の通り、

①日本の運転免許の取得等

- ・バス運転者及びタクシー運転者については、並びに法令で定める**新任運転者研修を修了したこと外免切替及び第2種免許の取得**
- ・トラック運転者については**外免切替**が要件。

②日本国内で運転免許を取得するための手続等に要する期間

運転免許が必要な業務に従事できないため、在留資格「**特定活動**」(バス運転者及びタクシー運転者については**1年・更新不可**、トラック運転者については**6月・更新不可**)で在留を認める。

特定技能所属機関の要件として、**運転者職場環境良好度認証制度に基づく認証を取得したこと等**を求める。

同種の海外免許を保有の場合、日本の免許への切り替えや道交法、ルール等への習熟は必要になるが、大型免許取得まで、まずは**半年間の特定活動ビザで従事させながらトレーニングが可能**と思われる。

運送業界への特定技能人材の採用シナリオ（案）

現時点では国交省から詳細の情報が出ていないが、導入は確定しているため先を予測しつつ進めていく

【国内組】

- ①夏か秋までには詳細な発表がされ、早ければ今年度中(年末～来年3月まで)に導入開始されると思われる
- ②海外での試験実施がどのくらいあるかわからないため、国内在住の人材からスタートするのがベター
- ③ただ、現時点ではコロナ禍の影響で技能実習生2号の卒業生が出てこないため、来春まで待つ必要がある
- ④したがって、政府の動向を見ながら夏ぐらいから人材を青田買いする
- ⑤現在、技能実習生2号の他分野(建設や製造業など)で働いている普通免許保有者を想定ターゲットとする
- ⑥大型免許取得のための支援策を独自に打ち出しながら採用活動を進める
- ⑦内定時には「大型免許取得」を入職の条件付きとし、入職後に免許取得に掛った費用の一部を支援する

【海外組】

- ①元技能実習生、元特定技能など、日本で働いた経験のある現地在住者かつ普通免許や海外の同種の免許保有者をターゲットとする
- ②来日時は「特定活動(6ヵ月)」で招聘し、その期間中は運転以外の荷役やアシスタント的な補助的作業をさせつつ、大型免許取得を取得させる。
- ③特定活動で在留期間中に大型免許取得できない場合→現時点では詳細不明だが、外国人でも取りやすいように言語対応含めて条件緩和される方向にあると思われる。

PTW

Pole To Win